

令和 2 年 5 月 7 日

川南町立小中学校保護者 殿

川南町教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症発症に伴う川南町立小中学校における臨時休業期間  
の変更について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、4月20日にお知らせしました内容にご理解とご協力を  
いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、先日、臨時休業期間を5月10日（日）までに延長したところでありますが、ご存  
知のとおり全国では新たな感染者数は減少傾向にあるものの、依然として予断を許さない状  
況でもあります。このような中、先日、国の「緊急事態宣言」が全国を対象として5月31  
日（日）までに延長されました。

このことを受け、県から改めて依頼があり、川南町教育委員会としても下記のとおり対応  
することとしました。

つきましては、保護者の皆様には多大なご負担とご心配をおかけしますが、引き続き感染  
拡大防止対策にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 臨時休業について

- 臨時休業の期間を5月24日（日）まで延長します。

#### 2 臨時休業延長に伴う特別な対応について

- 国及び県からの通知を踏まえ、感染症対策を徹底した上で、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けることができるよう、登校日を設定し、学習活動を実施します。なお、教育活動における「身体的距離の確保」のために、**分散登校等による登校日を設定**することといたします。東、多賀、山本小学校につきましては、分散登校ではなく、一斉登校とします。
- 登校日の詳細については、各学校から連絡があります。また、登校日は給食を提供します。

#### 3 家庭における健康状態の把握について

- 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等のかぜの症状がある場合は、登校を控えるようお願いいたします。また、症状の改善が見られない場合は、高鍋保健所（電話：22-1330）又はかかりつけ医にご相談ください。その際は、学校へもご連絡ください。

#### 4 その他

- (1) 新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大を防止するための臨時休業延長の措置であることをご理解いただき、引き続き不要不急の外出を控え、基本的に自宅で過ごし、健康管理に努めるようお願いいたします。  
なお、健康の保持増進のための適度な運動を妨げるものではありません。ただし「3密」を避け、十分な準備運動を行った上で行うなどの配慮をお願いいたします。
- (2) 臨時休業期間中の部活動は中止となります。
- (3) 今後の対応について、随時追加の連絡が予想されますことから、学校からの連絡を受けられる状況に努めてください。

(文書取扱 教育課)